

一般社団法人日本カイロプラクターズ協会(JAC)

カイロプラクティック賠償責任保険のご案内

日本カイロプラクターズ協会（JAC）会員の皆様には、臨床上の万が一に備え、会員を対象としたカイロプラクティック賠償責任保険制度を整えています。歴史と信頼があるカイロプラクティック業務に特化した保険制度です。

カイロプラクティック賠償責任保険の概要

1) 用語の定義

カイロプラクティック業務：人の骨格構造（注1）に現れる構造異常に対して徒手を用いて矯正し、神経生理機能を回復させることにより健康の回復と増進をはかる療法に基づく施術行為をいいます。ただし、薬物、外科、食事、物理療法および器具（注2）を用いて行う療法は含みません。

（注1）人の骨格構造：主として脊椎または骨盤をいいます。

（注2）器具：徒手での療法に付随して、必要に応じ使用されるものを除きます。

施術行為：カイロプラクティック業務をいいます。

2) 特徴

- 日本カイロプラクターズ協会（JAC）会員対象のカイロプラクティック賠償責任保険制度です。旧安田火災海上保険株式会社（現在の損害保険ジャパン株式会社）と株式会社ジックの提携で1981年に開始した、国内で初めてのカイロプラクティック業に特化した保険制度です。
- 日本国内において被保険者（加入者）がカイロプラクティック業務（治療）を遂行することにより（治療中）、他人（患者）の身体に障害を与えた事故（対人賠償）や、財物に損害を与えた偶然な事故（対物賠償）が発生した場合に、損害賠償金（治療費・休業補償・慰謝料、修理費など）をお支払いする保険です。
- 頸椎マニピュレーション（アジャストメント）や、アクティベータ器具での脊椎マニピュレーション（アジャストメント）による事故も賠償されます。

3) カイロプラクティック賠償責任保険の詳細

保険会社：損保ジャパン株式会社

保険代理店：株式会社ジック

契約者：一般社団法人日本カイロプラクターズ協会

被保険者：一般社団法人日本カイロプラクターズ協会 会員

対象地域：日本国内であれば場所を問わず補償の対象

補償額：1億円

補償内容：対人賠償1事故につき1億円、対物賠償1事故につき500万円

共通免責：3万円（※請求金額が3万円以上のものが保険対象となります）

保険期間：毎年12月1日から1年間

保険料：当会事務局までお問い合わせください。

4) 保険対象となる事故

1. 対人賠償（身体）

（例）治療を誤って（治療ミス）患者にケガをさせてしまった。

治療費・休業補償・慰謝料などの損害賠償金、および、諸費用（被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用、訴訟になった場合は訴訟費用や弁護士費用など）をお支払いします。

- ① カイロプラクティックのテクニック（手技）ミスにより、患者が骨折してしまった。
- ② カイロプラクティック治療中に専用テーブルから患者が転倒してケガをした。などで、法律上の賠償責任が発生する場合。

2. 対物賠償（財物）

（例）カイロプラクティック治療中に専用テーブルから患者が転倒して、腕時計が壊れてしまった。などで、法律上の賠償責任が発生する場合。

修理費または再調達に要する費用については、被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

5) 保険対象とならない主な場合

賠償責任保険普通保険約款、および、施設所有管理者特約条項、追加条項に記載されています。上記の中から抜粋し、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。（普通保険約款・特約条項、追加条項は、事務局で保管しています）

- ① 海外でのカイロプラクティック業務（治療）に起因する賠償責任
- ② 業務（治療）の結果を保証することによって加重された責任
- ③ 名誉毀損、および、秘密漏洩に起因する賠償責任
- ④ 被保険者の家族に対する賠償責任
- ⑤ 被保険者の業務の補助者、および、使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（障害に起因する死亡を含む）によって生じた賠償責任
- ⑥ 外科的手術、薬品の投与もしくはそれらの指示を行うことによって生じた賠償責任
- ⑦ 食事をを用いることによって生じた賠償責任
- ⑧ カイロプラクティック業務（治療）以外の医療（類似）行為（例えば柔道整復、指圧、はり、鍼灸、オステオパシーなど）に起因して生じた賠償責任

【お問い合わせ先】

事務局 一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会

東京都港区西新橋 3-24-5-503 TEL 03-3578-9390 EMAIL info@jac-chiro.org